

国民健康保険・後期高齢者医療制度 「高額療養費」等制度見直しのお知らせ

70歳以上の方の高額療養費の 自己負担限度額

29年8月から、70歳以上の方が医療機関等にかかった場合の上限額が左記のとおり見直しされます。

区分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		29年7月診療分まで	29年8月診療分から
現役並み 所得者	外来 (個人単位)	44,400円	57,600円
	外来+入院 (世帯単位)	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円（※2）	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円（※2）
一般	外来 (個人単位)	12,000円	14,000円（※3）
	外来+入院 (世帯単位)	44,400円	57,600円（※4）
住民税 非課税 世帯	区分 Ⅱ	外来 (個人単位)	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	24,600円
	区分 Ⅰ	外来 (個人単位)	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	15,000円

- ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより、後期高齢者医療制度へ加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。
- ※2 多数該当（過去12か月に3回以上、世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担額は44,400円です。
- ※3 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円となります。
- ※4 一般区分においても多数該当（※2）が設定されます。



法務局で 「法定相続情報証明制度」が始まりました

これまで、亡くなられた方名義の相続登記変更、預貯金の払い戻しや保険金請求などの相続手続きのたびに、その都度、戸籍謄本などの書類を提出しなければなりません。新制度では、相続人が法務局に戸籍謄本や申出書などを提出しますと、法務局が法定相続人に関する証明書を、必要な枚数無料で発行します。

お問合せ 函館地方法務局 ☎ 23・7511

【29年9月まで】

区分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき320円
医療の必要性の高い方（※5）	1日につき0円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円



【29年10月から】

区分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき370円
医療の必要性の高い方（※5）	1日につき200円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

※5 指定難病患者を除く厚生労働大臣の定める方

65歳以上の方の入院時生活 療養標準負担額（居住費）

29年10月から、療養病
床に入院したときの居住
費が見直しされます。

- お問合せ
- ▽国民健康保険に加入の方
国保年金課 給付担当 ☎ 21・3145、3149
 - ▽後期高齢者医療制度に加入の方
国保年金課 高齢者医療担当 ☎ 21・3184、3185